

熊本県公報

号外 第 16 号の 3
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

○熊本県環境影響評価技術指針の一部改正……………(環境政策課) 1

告 示

熊本県告示第 315 号の 4

熊本県環境影響評価技術指針の一部を改正する技術指針を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県環境影響評価技術指針の一部を改正する技術指針
熊本県環境影響評価技術指針(平成 12 年 12 月 20 日熊本県告示第 1011 号の 2)の一部を
次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号イ(ケ)中「状況」を「環境の保全に関する施策の内容」に改め、
同条第 2 項中「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、「把握する」の次に「とともに、
当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握する」を加え、同項を同条第 3 項
とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 事業者は、前項第 1 号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該事業に係る内容の
具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握する
ものとする。

第 5 条第 1 項中「当たっては」の次に「、対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある
る要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により影響を受けるおそれがあると
される環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観
的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は」を、「別表第 30 まで」
の次に「の備考第 2 号」を、「内容」の次に「と事業特性との相違を把握した上で、当該
一般的な事業の内容」を加え、「環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」
という。)」を「影響要因」に、「標準項目」を「参考項目」に、「に対して、必要に応じ、
項目の削除又は追加を行うことにより」を「を勘案しつつ、前条の規定により把握した事
業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ」に改め、同条第 2 項中「、対象事業に伴う影
響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性
について客観的かつ科学的に検討するものとする。この場合において、事業者は」を削り、
同項第 1 号中「実施」の次に「(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物
の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。)」を、同項第 2 号中「含
まれるもの」の次に「当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合
には、当該撤去又は廃棄を含む。」を加え、同条第 3 項第 1 号(エ)中「低周波空気振動」
を「低周波音」に改め、同条第 5 項を削り、同条第 4 項中「規定による項目の削除は、次
に掲げる項目について行うものとする。」を「規定により項目を選定するに当たっては、
次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないも
のとする。」に改め、同項第 1 号中「標準項目」を「参考項目」に改め、「における当該標準
項目」を削り、同項第 2 号中「標準項目」を「参考項目」に改め、「における当該標準
項目」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 事業者は、第 1 項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その
他の環境影響評価に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受け
て選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当
該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。

第 5 条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項中「及び同項の規定により項目の
削除を行った場合にあってはその理由」を削り、同項を同条第 7 項とする。

第 6 条第 3 号中「及び」を「又は」に改め、同条第 5 項中「場の」の次に「状態及び利
用の」を加え、同条第 6 号中「及び温室効果ガス等に関し、」を「に關してはそれらの発
生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に關しては」に改
める。

第 7 条の見出しを「(参考手法)」に改め、同条第 1 項中「標準項目」を「参考項目」に
改め、「当たっては」の次に「、別表第 1 から別表第 30 までの備考第 2 号に掲げる一般
的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で」を加え、「標準的な」を「参考となる」

に、「標準手法」を「参考手法」に、「基準として」を「勘案しつつ、第4条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ」に改め、後段を削り、同条第2項中「簡略化手法」を「前項の規定により手法を選定するに当たって」に、「場合に」を「場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を」に改め、同項第1号及び第2号及び第3号中「当該標準項目」を「当該参考項目」に改め、同項第4号中「当該標準項目」を「当該参考項目」に、「標準的な」を「参考となる」に改め、同条第3項中「重点化手法」を「第1項の規定により手法を選定するに当たって」に、「場合に」を「場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を」に改め、同項第1号中「当該標準項目」を「当該参考項目」に改め、同項第2号中「標準項目」を「参考項目」に改め、同号アからウまでの規定中「当該標準項目」を「当該参考項目」に改める。

第8条第1項中「勘案し」を「踏まえ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

第8条第1項第1号中「現状」を「状況」に改め、同項第2号中「専門家」を「専門家等」に改め、同条第3項中「把握できるような」の次に「に、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ観測結果の変動が少ないことが想定される時期を開始するように」を加え、同条第4項第2号中「調査地域」の次に「、調査地点及び調査期間等」を加える。

第9条第1項中「勘案し」を「踏まえ」に改め、同項第4号中「定常状態になる時期」の次に「及び影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限り。）」を加え、同条第3項中「時期については、」の次に「工事が完了した後の土地若しくは工作物の」を加え、「又は予測」を「、予測」に改め、「変化する場合」の次に「又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合」を加え、同条第4項第1号中「妥当性を」の次に「予測の結果との関係と併せて」を加え、同項第2号中「状況」を」の次に「明らかにできるように整理し、これ」を加え、「において、」の次に「当該地域の」を加え、同項第3号に後段として次のように加える。

この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

第10条第1号中「評価する手法であること。」を「検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。」に改め、同条第2号中「場合には」の次に「、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ」を加え、「評価する手法であること。」を「検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。」に改める。

第11条第1項中「第4条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて選定するものとする。」を「必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。」に改める。

第15条第1項に次の1号を加える。

(6) 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

第15条に次の1項を加える。

2 事業者は、第13条第1項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

第16条第2項中「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合」を「次の各号のいずれかに該当すると認められる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

(2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

(3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

(4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

別表第1から別表第60までを次のように改める。

別表第2 森林地域における一般国道等の新設又は改築の事業及び大規模模範林道事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との調和のとれた利用を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	豊かな自然の確保、予測及び環境保全を旨とする調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の程度を測り、予測及び評価されるべき環境要素	文化財の調査、評価、保全を旨とする調査、予測及び評価されるべき環境要素				
	大気環境		水環境		その他の環境		動物					植物	生態系	景観	文化財
	窒素酸化物	粉じん等	水象	水質	地下水	地形及び地質									
影響要因の区分															
工事の実施	建設機械の稼働	○	○												
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○												
	造成等工事による一時的な影響														
土地又は工作物の存在及び供用	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）			○			○	○				○			
	自動車の走行	○													

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業（森林地域）における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 (1) 工事の実施に関する内容
 ア 道路の構造が、地表式、掘削式又は嵩上式若しくはトンネル式である。
 イ 車両により、資材及び機械の運搬を行う。
 ウ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行う。
 (2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 ア 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行する。
 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 この表において「注目すべき生息地」とは、「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地又は生育地であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。

別表第5 放水路の新築の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										文化財の旨を調査、及び評価するべき要素										
	大気環境			水環境			土壌に係る環境		動物			植物		生態系	景観	人と自然との触れ合いの場	豊かな自然との触れ合いの場	環境への負荷の程度及び評価するべき要素	廃棄物等	文化財	
影響要因の区分	騒音	振動	水象	水質	地下水の水位	地下水の水質及び地盤	地盤	動物	植物	景観	人と自然との触れ合いの場	生態系	景観								人と自然との触れ合いの場
														洪水を分流させる施設の工事							
掘削の工事																					
堤防の工事																					
放水路の存在及び供用																					

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 (1) 工事の表において「洪水を分流させる工事」を行う。
 (2) 工事の表において「掘削の工事」を行う。
 3 工事の表において「堤防の工事」を行う。
 4 工事の表において「掘削の工事」を行う。
 5 工事の表において「掘削の工事」を行う。
 6 工事の表において「掘削の工事」を行う。
 7 工事の表において「掘削の工事」を行う。
 8 工事の表において「掘削の工事」を行う。
 9 工事の表において「掘削の工事」を行う。

別添第6 鉄道の建設又は改良の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			自然との触れ合い調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の軽減を旨とするべき環境要素		の旨で調査・評価されるべき環境要素		
	大気環境		水環境		土壌に依る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	自然との触れ合いの場の種類	建築物等	文化財	文化財	文化財	
影響要因の区分	騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質										
	粉じん等	騒音	流量、流速	水の濁り	水位、流向等	重要な地形及び地質										
	窒素化合物						重要な群集注ぎ及び並みすずき生息地	特定の地域を特徴する生態系	眺望ポイント、主要景観、重要な景観要素	人と自然との触れ合いの場の種類						
	窒素化合物						重要な群集注ぎ及び並みすずき生息地									
工事の異体	建設機械の稼働															
	資材及び機械の運搬															
	切土工事の残存															
	地表（地盤）の掘削															
土地の活用	鉄道施設（トンネル、橋脚、高架、地下）の存在															
	鉄道施設（橋脚、高架、地下）の改築															
	地下の歩行（歩道）															
	地下の歩行（歩道）															

備考 1 〇印は、各欄に掲げる項目の区分に属する項目に於ける影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 (1) アイエア 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。
 (2) アエア 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。

〇印は、各欄に掲げる項目の区分に属する項目に於ける影響を受けるおそれがあることを示す。
 (1) アイエア 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。
 (2) アエア 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。
 3 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。
 4 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。
 5 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。
 6 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。
 7 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。
 8 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。
 9 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。
 10 〇印は、建設機械の稼働による騒音・振動、資材運搬による塵埃・騒音、切土工事による土壌汚染等の影響を受けるおそれがあることを示す。

別表第8 飛行場の設置又は変更の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの調査、予測及び評価されるべき環境要素	豊かな自然の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の程度に予測されるべき環境要素	文化財の旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	大気環境			水環境			土壌及び他の環境		動物	植物					
影響要因の区分	騒音	振動	低周波音	水象	水質	濁り	地下水	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの場	廃棄物等	文化財
	工事の施工による一時的な影響	○													
建設機械の稼働	○	○													
資材及び機械の運搬（土地の運用）	○	○													
飛行場及びその施設の存在（土地の改変）				○			○								○
航空機の運航	○		○												
飛行場の施設の供用	○														

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場事業における一般的な内容を踏まえ区分したものである。
 (1) 工事建設機械を用いて、工事の存在目的を達成するまでの期間に、当該飛行場の施設が存続し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される。この表においては「飛行場の施設が存続し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される」という状態をいう。
 (2) 工事の完了後、当該飛行場の施設が存続し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される。この表においては「飛行場の施設が存続し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供される」という状態をいう。
 3 この表においては「騒音」とは、騒音の発生する場所における騒音のレベルをいう。
 4 この表においては「振動」とは、振動の発生する場所における振動のレベルをいう。
 5 この表においては「低周波音」とは、低周波音の発生する場所における低周波音のレベルをいう。
 6 この表においては「水象」とは、水象の発生する場所における水象のレベルをいう。
 7 この表においては「水質」とは、水質の発生する場所における水質のレベルをいう。
 8 この表においては「濁り」とは、濁りの発生する場所における濁りのレベルをいう。
 9 この表においては「地下水」とは、地下水の発生する場所における地下水のレベルをいう。

別表第9 水力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境要素												生物の体系的調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との調和のとれた利用を推進するための総合的な計画の策定及び実施	環境負荷の軽減を図るべき環境要素	文化財として指定するべき環境要素			
	大気環境				水環境				土壌環境		植物	生態系					景観	自然史	文化財
	騒音	振動	水質	地形及び地質	係属する環境	動物	植物	水質	水質	水質									
工事の出入	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
建設機械の稼働	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
造成等の施工による一時的な影響	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
地形改変及び施設	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
貯水池の存在	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
河水の取水	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	

備考1 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 (1) 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 (2) 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 3 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 4 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 5 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 6 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 7 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 8 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 9 環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素による影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

別表第10 火力発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目(第5条関係)

環境要素の区分	水環境							動物	植物	生態系	景観	人と自然との調和のとれた生活の確保を旨とし、自然の美観を旨とする調査、予測及び評価されるべき環境要素	飛塵への負荷の削減の程度を調査する	文化財
	振動			水質										
	騒音	振動	振動	水質	水質	水質	水質	水質	底質	地質及び土壌	地形及び地質	底質	底質	底質
	騒音	振動	振動	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質
気象環境	音	振動	振動	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質
大気環境	音	振動	振動	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質
気象環境	音	振動	振動	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質
大気環境	音	振動	振動	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質

備考1 (1) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (2) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (3) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (4) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (5) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (6) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (7) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (8) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (9) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。

備考1 (1) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (2) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (3) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (4) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (5) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (6) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (7) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (8) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。
 (9) ○印は、各種に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受け、その影響を受ける一般的な事業の内容を区別したものである。

別表第11 地熱発電所の設置又は変更の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										文化財の保全を旨とし、予備調査及び評価すべき要素			
	環境要素										文化財			
影響要因の区分	大気環境			水環境			土壌に係る環境その他の環境		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの場の確保を旨とし、調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量及び環境程度を評価する要素
	大気質		水象	水質	その他	地形及び地質	地盤	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの場の確保を旨とし、調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量及び環境程度を評価する要素	文化財
	硫化水素	窒素化合物	粉じん等	流量、流速等	水の濁り	温泉	重要な地質及び地盤	重要な種及び注目すべき地	重要な種及び注目すべき地	特徴を有する生態系	主要な眺望景観並びに眺望	主要な人と自然との触れ合いの場の確保を旨とし、調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量及び環境程度を評価する要素	文化財
工事実施	工事用資材等の搬出入	〇	〇	〇	〇						〇			
土地又は物の存在及び供用	造成等の施工による一時的な影響													
	地形変化及び施設の使用													
	施設の使用													
廃棄物の発生	排ガス													
	排水													

備考

- 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
- この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する地熱発電事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
- 1) アイウエオ 建設物の掘削及び供用の地盤改良、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う、構造物の掘削、掘削後、当該事業から発生する地熱蒸気と熱水を分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
- 2) アイウエオ 建設物の掘削及び供用の地盤改良、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う、構造物の掘削、掘削後、当該事業から発生する地熱蒸気と熱水を分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
- 3) アイウエオ 建設物の掘削及び供用の地盤改良、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う、構造物の掘削、掘削後、当該事業から発生する地熱蒸気と熱水を分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
- 4) アイウエオ 建設物の掘削及び供用の地盤改良、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う、構造物の掘削、掘削後、当該事業から発生する地熱蒸気と熱水を分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
- 5) アイウエオ 建設物の掘削及び供用の地盤改良、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う、構造物の掘削、掘削後、当該事業から発生する地熱蒸気と熱水を分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
- 6) アイウエオ 建設物の掘削及び供用の地盤改良、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う、構造物の掘削、掘削後、当該事業から発生する地熱蒸気と熱水を分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
- 7) アイウエオ 建設物の掘削及び供用の地盤改良、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う、構造物の掘削、掘削後、当該事業から発生する地熱蒸気と熱水を分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。
- 8) アイウエオ 建設物の掘削及び供用の地盤改良、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う、構造物の掘削、掘削後、当該事業から発生する地熱蒸気と熱水を分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元する。

別表第12 廃棄物最終処分場の設置又は変更の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境要素										文化財										
	環境要素																				
	水環境					陸域環境															
	大気環境	騒音	振動	悪臭	水質	水質	地下水	地形及び地質	土壌	その他の環境											
影響要因の区分	大気環境	騒音	振動	悪臭	水質	水質	地下水	地形及び地質	土壌	その他の環境	動物	植物	生態系	景観	自然との調和及び自然環境要素	豊かな自然との調和	重要な自然との調和	商業施設等	温室効果ガス等	文化財	
工事の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地又は工作物の存在及び供用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考
 1 ○印は、右欄に掲げる「影響要因の区分」の項に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 この表は、右欄に掲げる「影響要因の区分」の項に掲げる各要素の区分は、次に掲げる一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 (1) 立地・工事の形態
 (2) 立地・工事の形態
 (3) 立地・工事の形態
 (4) 立地・工事の形態
 (5) 立地・工事の形態
 (6) 立地・工事の形態
 (7) 立地・工事の形態
 (8) 立地・工事の形態
 (9) 立地・工事の形態

別表第13 ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素																				
	大気環境					水環境					土壌に係る環境その他の環境		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との関わりを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の評価されるべき環境要素		文化財として予評る環境要素	
	大気質		騒音			悪臭		水質			地形及び地質		土質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との関わりを旨とする活動の場	産業物等	廃棄物	文化財
工事の実施	建設機械の稼働	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地又は工作物の存在及び供用	造成工事及び施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地形変更後の土地及び施設の存在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃棄物の発生	排出ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	排水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃棄物の搬出入	機械等の稼働	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	廃棄物の搬出入	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
 2 (1) この表の環境要素は、ごみ焼却施設の設置又は変更の事業に係る環境要素の調査・予測・評価に用いられる環境要素の区分に、次に掲げる特性を有するごみ焼却施設等の事業に於ける環境要素の調査・予測・評価に用いられる環境要素の区分を踏まえ区分したものである。
 (2) アイウエオの並びは、施工の完了後、排水の排出後に公共用水域に排出する。排出ガスは、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。排水は、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。
 3 アイウエオの並びは、施工の完了後、排水の排出後に公共用水域に排出する。排出ガスは、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。排水は、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。
 4 アイウエオの並びは、施工の完了後、排水の排出後に公共用水域に排出する。排出ガスは、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。排水は、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。
 5 アイウエオの並びは、施工の完了後、排水の排出後に公共用水域に排出する。排出ガスは、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。排水は、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。
 6 アイウエオの並びは、施工の完了後、排水の排出後に公共用水域に排出する。排出ガスは、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。排水は、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。
 7 アイウエオの並びは、施工の完了後、排水の排出後に公共用水域に排出する。排出ガスは、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。排水は、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。
 8 アイウエオの並びは、施工の完了後、排水の排出後に公共用水域に排出する。排出ガスは、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。排水は、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。
 9 アイウエオの並びは、施工の完了後、排水の排出後に公共用水域に排出する。排出ガスは、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。排水は、非水質汚濁物質の排出後に公共用水域に排出する。

別表第15 公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る参考項目(第5条関係)

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との適切な接触及び評価要素		豊かな自然環境の確保、予測及び評価要素		環境負荷の程度を予測するに当たっての留意すべき要素		文化財の保全を旨として評価するべき要素					
	大気環境		水環境		騒音		振動		動物		植物		生態系		景観		人と自然との適切な接触		自然環境の確保		環境負荷の程度		文化財	
工事実施の区分	大気環境		水環境		騒音		振動		動物		植物		生態系		景観		人と自然との適切な接触		自然環境の確保		環境負荷の程度		文化財	
	堤防及び護岸の工事 埋立ての工事	窒素	酸化物	水質	水象	騒音	振動	水質	地形及び地質	重要な群集生息域(海鳥の生息域を除く。)	重要な群集生息域(海鳥の生息域を除く。)	重要な群集生息域(海鳥の生息域を除く。)	重要な群集生息域(海鳥の生息域を除く。)	地域固有の動植物	地域固有の動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物
粉じん等		酸性物質	水質	水象	騒音	振動	水質	地形及び地質	重要な群集生息域(海鳥の生息域を除く。)	重要な群集生息域(海鳥の生息域を除く。)	重要な群集生息域(海鳥の生息域を除く。)	重要な群集生息域(海鳥の生息域を除く。)	地域固有の動植物	地域固有の動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物	重要な動植物
埋立地の存在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
干拓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考 1 〇印は、この表に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

2 (1) アイ 〇印は、この表に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

3 (2) ア 〇印は、この表に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

4 〇印は、この表に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

5 〇印は、この表に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

6 〇印は、この表に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

7 〇印は、この表に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

8 〇印は、この表に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

9 〇印は、この表に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

別表第16 土地区画整理事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分 影響要因の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						生物の多様性の確保及び自然環境の保全を旨として調査・評価されるべき環境要素				人と自然との調和のとれた環境の形成を旨として調査・評価されるべき環境要素		環境への負荷の低減を旨として調査・評価されるべき環境要素		文化財を保護し、文化財を継承するべき環境要素						
	大気環境			水環境			動物		植物		生態系		景観		人と自然との調和のとれた環境の形成を旨として調査・評価されるべき環境要素		環境への負荷の低減を旨として調査・評価されるべき環境要素		文化財を保護し、文化財を継承するべき環境要素		
	騒音	振動	水質	水象	水質	水質	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動
工場の排水																					
造成工事及び建築物の設置工事																					
建設機械の稼働																					
資材及び機械の運搬用車両の運行																					
敷地の存在（土留め等）																					
敷地の存在（土留め等）																					
構造物の存在																					
自動車の走行																					

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 (1) アイウエオは、土地区画整理事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 (2) アイウエオは、土地区画整理事業の用地取得等に関する内容。
 3 当該敷地内において、資材及び機械の運搬を行う。
 4 当該敷地内において、資材及び機械の運搬を行う。
 5 当該敷地内において、資材及び機械の運搬を行う。
 6 当該敷地内において、資材及び機械の運搬を行う。
 7 当該敷地内において、資材及び機械の運搬を行う。
 8 当該敷地内において、資材及び機械の運搬を行う。
 9 当該敷地内において、資材及び機械の運搬を行う。

別表第 1 7 新住宅市街地開発事業に係る参考項目（第 5 条関係）

環境要素の区分 影響要因の区分	環境要素						環境予				自然との 適合の 評価、 評価要素	自然との 適合の 評価、 評価要素				
	大気環境		水環境		土壌環境その他		動物	植物	生態系				景観	人と自然との 適合の 評価、 評価要素		
	騒音	振動	水象	水質	地下水	地形及び地質			動物	植物					自然の 人の活動	人と自然との 適合の 評価、 評価要素
粉じん等	騒音	振動	水象	水質	地下水	動物	植物	自然の 人の活動			人と自然との 適合の 評価、 評価要素					
雨水の排水			振動	水象	水質	地下水										
造成工事及び工 作物の設置工事			騒音	振動	水の汚れ	水の濁り										
建設機械の稼働			騒音	振動	水の濁り	水の濁り										
資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行	○	○	○	○	流 量、 速 等	流 量、 速 等										
敷地の存在（土 地の改変）					流量、 流速等	流量、 流速等										
構造物の存在																
自動車の走行	○	○	○	○												

備考

○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 (1) アイウ エイ オ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 (2) ア イ ウ エ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 3 アイウ エイ オ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 4 アイウ エイ オ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 5 アイウ エイ オ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 6 アイウ エイ オ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 7 アイウ エイ オ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 8 アイウ エイ オ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 9 アイウ エイ オ 印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

別表第18 工業団地の造成の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の重なり及び程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財をとり評るべき環境要素					
	大気環境					水環境									土壌に係る環境	景観	生態系	廃棄物等	文化財
	騒音		振動		水質		地下水		地形及び地質	動物									
	黄塵化物	窒素化合物	じん粉等	騒音	振動	水象	水質	水位、流向等	水質						重要な種及び生態系に注目すべき地	重要な種及び生態系に注目すべき地	主要な人と自然との触れ合いの場の	廃棄物	文化財
工事の実施	雨水の排水																		
	造成工事及び工作物の設置工事																		
土地又は工作物の存在及び供用	建設機械の稼働																		
	資材及び機械の運搬に用いる車の運行																		
	敷地の存在（土地の改変）																		
	建造物の存在																		
	工場の稼働																		
	資材等の搬出入																		
	建設機械の稼働																		

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工業団地の造成の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容
 ア 建設機械を用いて、造成及び工作物の設置の工事を行う。
 ウ 車両により、資材及び工作物の搬入を行う。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 ア 車両による資材等の搬出入がある。
 イ 車両の存在及び供用に関する内容
 ウ 車両により、資材及び工作物の搬入を行う。

イ 車両の存在及び供用に関する内容
 ウ 車両により、資材及び工作物の搬入を行う。

イ 車両の存在及び供用に関する内容
 ウ 車両により、資材及び工作物の搬入を行う。

イ 車両の存在及び供用に関する内容
 ウ 車両により、資材及び工作物の搬入を行う。

イ 車両の存在及び供用に関する内容
 ウ 車両により、資材及び工作物の搬入を行う。

イ 車両の存在及び供用に関する内容
 ウ 車両により、資材及び工作物の搬入を行う。

イ 車両の存在及び供用に関する内容
 ウ 車両により、資材及び工作物の搬入を行う。

別表第19 新都市基盤整備事業に係る参考項目 (第5条関係)

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										多様性の確保及び自然環境予測及び評価されるべき環境要素	生物系の評価されるべき環境要素	自然の恵み及び評価されるべき環境要素	人との活動の場	人との活動の場	環境への影響を予測されるべき環境要素	文化財の存在を調査、評価されるべき環境要素	
	大気環境	水環境			振動		騒音		水質									地下水
影響要因の区分	大気環境	大気質	騒音	振動	水象	水の汚れ	水の濁り	地下水位、流向等	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の恵み及び評価されるべき環境要素	環境への影響を予測されるべき環境要素	文化財の存在を調査、評価されるべき環境要素		
	雨水の排水				振動	水の汚れ	水の濁り	地下水位、流向等	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の恵み及び評価されるべき環境要素	環境への影響を予測されるべき環境要素	文化財の存在を調査、評価されるべき環境要素		
	造成工事及び工場の設置				振動	水の汚れ	水の濁り	地下水位、流向等	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の恵み及び評価されるべき環境要素	環境への影響を予測されるべき環境要素	文化財の存在を調査、評価されるべき環境要素		
	建設機械の稼働				振動	水の汚れ	水の濁り	地下水位、流向等	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の恵み及び評価されるべき環境要素	環境への影響を予測されるべき環境要素	文化財の存在を調査、評価されるべき環境要素		
	資材及び機械の運搬用いる車両の運行				騒音	水の汚れ	水の濁り	地下水位、流向等	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の恵み及び評価されるべき環境要素	環境への影響を予測されるべき環境要素	文化財の存在を調査、評価されるべき環境要素		
	敷地の存在(土留の改変)				騒音	水の汚れ	水の濁り	地下水位、流向等	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の恵み及び評価されるべき環境要素	環境への影響を予測されるべき環境要素	文化財の存在を調査、評価されるべき環境要素		
	建造物の存在				騒音	水の汚れ	水の濁り	地下水位、流向等	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の恵み及び評価されるべき環境要素	環境への影響を予測されるべき環境要素	文化財の存在を調査、評価されるべき環境要素		
	自動車の走行				騒音	水の汚れ	水の濁り	地下水位、流向等	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の恵み及び評価されるべき環境要素	環境への影響を予測されるべき環境要素	文化財の存在を調査、評価されるべき環境要素		
	工場の存在及び供用				騒音	水の汚れ	水の濁り	地下水位、流向等	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の恵み及び評価されるべき環境要素	環境への影響を予測されるべき環境要素	文化財の存在を調査、評価されるべき環境要素		

○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

(1) アイウエオ 雨水の排水、造成及び工場の設置の工事を行う。

(2) アイウエオ 雨水の排水、造成及び工場の設置の工事を行う。

3 アイウエオ 雨水の排水、造成及び工場の設置の工事を行う。

4 アイウエオ 雨水の排水、造成及び工場の設置の工事を行う。

5 アイウエオ 雨水の排水、造成及び工場の設置の工事を行う。

6 アイウエオ 雨水の排水、造成及び工場の設置の工事を行う。

7 アイウエオ 雨水の排水、造成及び工場の設置の工事を行う。

8 アイウエオ 雨水の排水、造成及び工場の設置の工事を行う。

9 アイウエオ 雨水の排水、造成及び工場の設置の工事を行う。

別表第20 流通業務団地造成事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然の構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との調和のとれた利用を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	豊かな自然環境を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の軽減を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								
	大気環境					水環境										動物	植物	生態系	景観	人と自然との調和のとれた利用を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	豊かな自然環境を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の軽減を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	大気質	騒音	振動	水質	水象	水環境	土壌その他	地形及び地質	動物	植物													
影響要因の区分	大気質	酸化物	粉じん等	騒音	振動	水質	水の汚れ	水の濁り	水位、流向等	地下水	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との調和のとれた利用を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	豊かな自然環境を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の軽減を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素				
	騒音	振動	水象	流量、流速等	水環境	土壌その他	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との調和のとれた利用を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	豊かな自然環境を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の軽減を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素								
工事の実施	雨水の排水																						
	造成工事及び工場の設置																						
	建設機械の稼働																						
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																						
土地又は物の存在及び利用	敷地の存在（土地の改変）																						
	構造物の存在																						
	資材等の搬出入																						

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する流通業務団地造成事業における一般的な事業の内容を踏まえ区別したものである。
 (1) 工事の実施に際して、造成及び工作物の設置の工事を行う。
 アイ 建設機械の排水を行う。
 ウ 資材及び工作物の搬入を行う。
 (2) 土地又は物の存在に際して、資材の搬入、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラクタターミナル、卸市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供される。
 ア 資材の搬入、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラクタターミナル、卸市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供される。
 イ 資材の搬入、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラクタターミナル、卸市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供される。
 ウ 資材の搬入、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラクタターミナル、卸市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供される。
 3 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 4 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 5 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 6 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 7 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 8 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 9 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

別表第2-1 住宅団地の造成に係る参考項目 (第5条関係)

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との融合を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量及び予測されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					
	大気環境					水環境									動物	植物	生態系	景観	自然との融合を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	騒音	振動	水象	水質	地下水	土壌に属する他の環境	地形及び地質	動物	植物	生態系									
影響要因の区分	騒音	振動	水象	水質	地下水	土壌に属する他の環境	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然との融合を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量及び予測されるべき環境要素	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素					
工事の実施	騒音	振動	流量、流速等	汚水、濁り	水位、流向等	重要な地質	重要な地質	重要な種及び生育地	重要な種及び生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望景観及び主要な眺望景観	主要な自然との融合を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	建設工事に伴う副産物	文化財					
雨水の排水	○		○																
造成工事及び工物の設置工事													○						
建設機械の稼働	○	○																	
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○																	
敷地の存在(土地の改良)			○											○					
構造物の存在				○															
自動車の走行	○	○																	

備考
 1 各種に掲げる環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 各表に掲げる「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する住宅団地の造成における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 (1) 工事の実施に際して、造成及び工作物の設置の工事を行う。
 (2) 工事の完了後、雨水の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。
 アイ 雨水等の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。
 ウイ 雨水等の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。
 アイ 雨水等の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。
 3 アイ 雨水等の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。
 4 アイ 雨水等の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。
 5 アイ 雨水等の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。
 6 アイ 雨水等の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。
 7 アイ 雨水等の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。
 8 アイ 雨水等の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。
 9 アイ 雨水等の排水を行う。伴う資材及び機械の運搬を行う。

別表第2-2 農用地の造成の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	生物的多様性の確保を旨とする環境要素	人と自然との調和のとれた利用を旨とする環境要素	環境要素の区分							文化財								
				大気環境	水環境				土壌環境	生物系		景観	文化財						
					大気質	水象	水質	地下						地形及び地質					
															振音	振動	水濁り	水質	水の向
工事の実施	造成工事及び工場の設置	○	○	○	○				動植物	生態系	景観	人と自然との調和のとれた利用を旨とする環境要素	環境負荷の及ぼされるべき環境要素	文化財					
	建設機械の稼働	○	○	○	○				動物			人と自然との調和のとれた利用を旨とする環境要素	環境負荷の及ぼされるべき環境要素	文化財					
土地の存在及び農用地の使用	資材及び機械の運搬・搬入の運行	○	○	○	○				植物			人と自然との調和のとれた利用を旨とする環境要素	環境負荷の及ぼされるべき環境要素	文化財					
	農用地の存在（土地の改良）								動物			人と自然との調和のとれた利用を旨とする環境要素	環境負荷の及ぼされるべき環境要素	文化財					
備考	○印は、この表の項目に該当する環境要素が、影響要因の区分の項目に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものを示す。したものであることとを踏まえて示す。																		
	(1) アイ																		
	(2) ア																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
	7																		
	8																		
9																			

環境要素の区分の項目に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものを示す。したものであることとを踏まえて示す。

○印は、この表の項目に該当する環境要素が、影響要因の区分の項目に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものを示す。したものであることとを踏まえて示す。

別表第2-3 スポーツ施設等の設置又は変更の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との接触を評価するべき環境要素	豊かな自然の確保を旨とするべき環境要素	環境への負荷の量及び評価されるべき環境要素	負荷の量及び評価されるべき環境要素	文化財の調査、評価、保全を調査、評価するべき環境要素	
	大気環境			水環境			植物	動物	生態系	景観							
	大気質		騒音	振動	水象	水質											
	窒素酸化物	粉じん等				流量、流速等											汚濁
影響要因の区分	雨水の排水																
	造成工事及び工場の設置																
土地の形状及び存在の供用	建設機械の稼働																
	資材及び機械の運搬																
	地形変更後の土地の存在																
施設の利用	施設の利用																
	自動車の走行																

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 この表は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 (1) アイ 工事の表において「重要なる環境要素」とは、当該事業の進行に必要とする環境要素を指す。
 (2) アイ 工事の表において「重要なる環境要素」とは、当該事業の進行に必要とする環境要素を指す。
 3 アイ 工事の表において「重要なる環境要素」とは、当該事業の進行に必要とする環境要素を指す。
 4 アイ 工事の表において「重要なる環境要素」とは、当該事業の進行に必要とする環境要素を指す。
 5 アイ 工事の表において「重要なる環境要素」とは、当該事業の進行に必要とする環境要素を指す。
 6 アイ 工事の表において「重要なる環境要素」とは、当該事業の進行に必要とする環境要素を指す。
 7 アイ 工事の表において「重要なる環境要素」とは、当該事業の進行に必要とする環境要素を指す。
 8 アイ 工事の表において「重要なる環境要素」とは、当該事業の進行に必要とする環境要素を指す。
 9 アイ 工事の表において「重要なる環境要素」とは、当該事業の進行に必要とする環境要素を指す。

別表第2-4 ゴルフ場の設置又は変更の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	豊かな自然の触れ合いの場の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量及び予測されるべき環境要素	文化財の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素						
	大気環境					水環境										動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの場の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	騒音		振動		水質		地下水			土壌に由来する環境その他の環境											
影響要因の区分	大気質		騒音		振動		水質		地下水			地形及び地質		動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの場の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量及び予測されるべき環境要素	文化財	
	窒素化合物	粉じん等	騒音	振動	水象	水の汚れ	水の濁り	水位・流向等	水質	重要な地質	重要な地質	重要な地質	重要な地質								重要な地質
工場の実施	雨水の排水																				
	造成工事及び工場の設置																				
	建設機械の稼働	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び工作物の存在																				
	施設の利用																				
	自動車の走行																				

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するゴルフ場の事業における一般的な内容を踏まえて区分したものである。
 ア 建設機械の稼働に際しては、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響を受けるおそれがある。
 ウ 車両の走行に際しては、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響を受けるおそれがある。
 エ 土地又は工作物の存在に際しては、地形改変、地質崩壊等の影響を受けるおそれがある。
 (1) 排水等の排水に際しては、水質汚濁等の影響を受けるおそれがある。
 (2) 土地又は工作物の存在に際しては、地形改変、地質崩壊等の影響を受けるおそれがある。
 ア 排水等の排水に際しては、水質汚濁等の影響を受けるおそれがある。
 ウ 車両の走行に際しては、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響を受けるおそれがある。
 エ 土地又は工作物の存在に際しては、地形改変、地質崩壊等の影響を受けるおそれがある。
 3 この表において「騒音」とは、騒音計を用いて測定される騒音のレベルをいう。
 4 この表において「振動」とは、振動計を用いて測定される振動のレベルをいう。
 5 この表において「水質」とは、水質汚濁防止法に基づいて測定される水質のレベルをいう。
 6 この表において「水位・流向」とは、水位計を用いて測定される水位のレベルをいう。
 7 この表において「水象」とは、水質汚濁防止法に基づいて測定される水象のレベルをいう。
 8 この表において「水質汚濁」とは、水質汚濁防止法に基づいて測定される水質汚濁のレベルをいう。
 9 この表において「水質汚濁」とは、水質汚濁防止法に基づいて測定される水質汚濁のレベルをいう。

別表第25 下水道終末処理場の設置又は変更の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との調和、予測、評価されるべき環境要素	人と自然との豊かな生活と活動の場の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき環境要素	文化財の保存を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素													
	大気環境					水環境										動物	植物	生態系	景観	自然との生活と活動の場の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	文化財						
	騒音		悪臭		水質			その他環境要素		動物													植物	生態系	景観	自然との生活と活動の場の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	文化財
	騒音	振動	悪臭	振動	水質	地形及び地質	係属する環境	動物	植物																			
影響要因の区分	建設機械の稼働																											
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																											
	造成工事及び処理施設の設置工事																											
土地又は工事の存在及び供用	地形変更後の土地及び施設の存在																											
	施設の稼働																											
廃棄物の発生	建設機械の稼働																											
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																											
工事の実施	造成工事及び処理施設の設置工事																											
	土地又は工事の存在及び供用																											

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する下水道終末処理場の事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 (1) 工事の実施に際して、造成及び工場の設置の設置の工事を行う。
 アイ 車道に資材及び供用材料の運搬を行う。
 (2) 車道又は工事の存在及び供用の目的とする下水道終末処理施設の内容
 アイ 土地又は工事の完了後、当該重機で処理した後に発生する。
 アウ 排水は、施設の稼働に伴い、産業廃棄物が発生する。
 3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、「重要な地形及び地質」とは、「注目すべき生息地」及び「注目すべき生息地」をいう。
 4 この表において「重要な地形及び地質」とは、「注目すべき生息地」とは、「注目すべき生息地」をいう。
 5 この表において「重要な地形及び地質」とは、「注目すべき生息地」とは、「注目すべき生息地」をいう。
 6 この表において「重要な地形及び地質」とは、「注目すべき生息地」とは、「注目すべき生息地」をいう。
 7 この表において「重要な地形及び地質」とは、「注目すべき生息地」とは、「注目すべき生息地」をいう。
 8 この表において「重要な地形及び地質」とは、「注目すべき生息地」とは、「注目すべき生息地」をいう。
 9 この表において「重要な地形及び地質」とは、「注目すべき生息地」とは、「注目すべき生息地」をいう。

別表第26 工場等の設置又は変更の事業に係る参考項目(第5条関係)

環境要素の区分	環境要素							生物的多様性の確保及び自然環境予備的調査として評価すべき環境要素	人と自然との融合を図るべき環境要素	環境への負荷の重なり及び評価されるべき環境要素	文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素							
	大気環境		水環境		土壌その他環境													
	騒音	振動	水質	地下水	地形及び地質	動植物	生態系											
影響要因の区分	硫酸酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	騒音	振動	水質	地下水	地形及び地質	動植物	植物	生態系	景観	自然の動植物の人の活動との関係	廃棄物等	温室効果ガス等	文化財	
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬用	騒音	振動	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質
工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬用	騒音	振動	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質	水質
	土地又は工作物の存在及び供用	造成工事及び工作物の建設	地形改変後の土地及び工作物の存在	工場等の稼働	資材等の搬出入	廃棄物の発生												

○印は、各欄に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受けおそれがあるものであることを示すものである。

(1) 環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要素を受けおそれがあるものであることを示すものである。

(2) 騒音、振動、水質、地下水、地形及び地質、動植物、生態系、景観、自然の動植物の人の活動との関係、廃棄物等、温室効果ガス等、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素、生物的多様性の確保及び自然環境予備的調査として評価すべき環境要素、人と自然との融合を図るべき環境要素、環境への負荷の重なり及び評価されるべき環境要素、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素

この表は、各欄に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受けおそれがあるものであることを示すものである。

(1) 騒音、振動、水質、地下水、地形及び地質、動植物、生態系、景観、自然の動植物の人の活動との関係、廃棄物等、温室効果ガス等、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素、生物的多様性の確保及び自然環境予備的調査として評価すべき環境要素、人と自然との融合を図るべき環境要素、環境への負荷の重なり及び評価されるべき環境要素、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素

(2) 騒音、振動、水質、地下水、地形及び地質、動植物、生態系、景観、自然の動植物の人の活動との関係、廃棄物等、温室効果ガス等、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素、生物的多様性の確保及び自然環境予備的調査として評価すべき環境要素、人と自然との融合を図るべき環境要素、環境への負荷の重なり及び評価されるべき環境要素、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素

3 この表は、各欄に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受けおそれがあるものであることを示すものである。

4 騒音、振動、水質、地下水、地形及び地質、動植物、生態系、景観、自然の動植物の人の活動との関係、廃棄物等、温室効果ガス等、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素、生物的多様性の確保及び自然環境予備的調査として評価すべき環境要素、人と自然との融合を図るべき環境要素、環境への負荷の重なり及び評価されるべき環境要素、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素

5 この表は、各欄に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受けおそれがあるものであることを示すものである。

6 騒音、振動、水質、地下水、地形及び地質、動植物、生態系、景観、自然の動植物の人の活動との関係、廃棄物等、温室効果ガス等、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素、生物的多様性の確保及び自然環境予備的調査として評価すべき環境要素、人と自然との融合を図るべき環境要素、環境への負荷の重なり及び評価されるべき環境要素、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素

7 この表は、各欄に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受けおそれがあるものであることを示すものである。

8 騒音、振動、水質、地下水、地形及び地質、動植物、生態系、景観、自然の動植物の人の活動との関係、廃棄物等、温室効果ガス等、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素、生物的多様性の確保及び自然環境予備的調査として評価すべき環境要素、人と自然との融合を図るべき環境要素、環境への負荷の重なり及び評価されるべき環境要素、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素

9 この表は、各欄に掲げる影響要因の区分の項に掲げる各要素を受けおそれがあるものであることを示すものである。

騒音、振動、水質、地下水、地形及び地質、動植物、生態系、景観、自然の動植物の人の活動との関係、廃棄物等、温室効果ガス等、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素、生物的多様性の確保及び自然環境予備的調査として評価すべき環境要素、人と自然との融合を図るべき環境要素、環境への負荷の重なり及び評価されるべき環境要素、文化財の保存を旨として調査・評価されるべき環境要素

別表第28 岩石等の採取の事業又は採取の規模の変更の事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素										生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との豊かさを旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の予測されるべき環境要素	文化財											
	大気環境			水環境			植物		生態系						景観	自然の動植物	廃棄物等	文化財							
影響要因の区分	大気質		騒音		振動		低周波音		水象		水質		地下水						地形及び地質		動物	植物	生態系	景観	自然の動植物
	窒素酸化物	粉じん等	騒音	振動	低周波音	水象	水質	地下水	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の動植物	廃棄物等	文化財									
建設機械の稼働																									
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行																									
造成等の施工																									
岩石等の採取場の存在(土地の改変)																									
プラント及び重機の稼働																									
岩石等の搬出																									

備考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する岩石等の採取の事業における一般的な事業を踏まえ区分したものである。

(1) アイ 建設機械を用いて、造成及び資材運搬の工種を行う。

(2) アイ 車両により、資材の搬出を行う。

3 アイ 車両の売り、買、搬入、搬出を行う。

4 アイ 車両の売り、買、搬入、搬出を行う。

5 地及び生育地において「注目すべき生育地」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の走行に伴い発生する粒子状物質をいう。

6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される場所をいう。

7 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される場所をいう。

8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される場所をいう。

9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される場所をいう。

別表第2-9 その他の造成事業に係る参考項目（第5条関係）

環境要素の区分	環境の自然構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき				生物的多様性の確保を旨として調査、予測及び評価されるべき		自然の美観を旨として調査、予測及び評価されるべき		環境への負荷を旨として調査、予測及び評価されるべき		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき	
	大気環境		水環境		土壌に係る他の環境		動物	植物	生態系	景観	自然の美観を旨として調査、予測及び評価されるべき	環境への負荷を旨として調査、予測及び評価されるべき
影響要因の区分	騒音	振動	水質	地下水	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	自然の美観を旨として調査、予測及び評価されるべき	環境への負荷を旨として調査、予測及び評価されるべき	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき
	粉じん等	騒音	流量、流速等	濁り	重要な地質及び地質	重要な群生及び生育地	重要な群生及び生育地	地域特徴	重要な景観	自然の美観を旨として調査、予測及び評価されるべき	環境への負荷を旨として調査、予測及び評価されるべき	文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき
雨水の排水			○									
造成工事及び工場の設置												
建設機械の稼働	○	○										
資材及び機械の運搬	○	○										
敷地の存在（土留め）				○								
構造物の存在												
自動車の走行		○										

○印は、各種の環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

この表における影響要因の区分は、次に掲げる特性を有するその他の造成事業における一般的な事業を踏まえ区分したものである。

(1) 雨水の排水、造成及び工場の設置、資材及び機械の運搬、自動車の走行、騒音、振動、粉じん等、土留め、敷地の存在、構造物の存在、自動車の走行

(2) 資材及び機械の運搬、自動車の走行、騒音、振動、粉じん等、土留め、敷地の存在、構造物の存在、自動車の走行

3 資材及び機械の運搬、自動車の走行、騒音、振動、粉じん等、土留め、敷地の存在、構造物の存在、自動車の走行

4 資材及び機械の運搬、自動車の走行、騒音、振動、粉じん等、土留め、敷地の存在、構造物の存在、自動車の走行

5 資材及び機械の運搬、自動車の走行、騒音、振動、粉じん等、土留め、敷地の存在、構造物の存在、自動車の走行

6 資材及び機械の運搬、自動車の走行、騒音、振動、粉じん等、土留め、敷地の存在、構造物の存在、自動車の走行

7 資材及び機械の運搬、自動車の走行、騒音、振動、粉じん等、土留め、敷地の存在、構造物の存在、自動車の走行

8 資材及び機械の運搬、自動車の走行、騒音、振動、粉じん等、土留め、敷地の存在、構造物の存在、自動車の走行

9 資材及び機械の運搬、自動車の走行、騒音、振動、粉じん等、土留め、敷地の存在、構造物の存在、自動車の走行

別表第30 港湾計画に係る参考項目 (第5条関係)

環境要素の区分	大気環境				水環境		土壌に於ける他の環境		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	大気質	騒音	振動	水象	水質	地形及び地質	動物	植物	生態系	景観	人と自然との豊かな触れ合いの活動の場	文化財	
影響要因の区分	窒素酸化物	騒音	振動	水流、流速	水の汚れ	重要な地形及び地質	重要な種及び集目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	重要な種及び集目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	海域に生息する動物	重要な種及び集目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	重要な種及び集目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)	主要な眺望景観並びに眺望景観	文化財
	主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用	○											
主要な施設は、在り又は存しない	主要な水域施設の存在												
	主要な外郭施設の存在												
港の埋没及び利用	埋立地の存在												
	主要な水域施設又は係留施設の供用												
備考	主要な旅客施設、荷さばき施設又は保管施設の供用	○											
	主要な臨港交通施設の供用		○										

備考
 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する港湾開発等の内容を踏まえ区分したものである。
 (1) 主要な水域施設又は埋立地の存在及び供用に関する内容
 ア 係留施設を設置する。
 イ 必要に応じて、水域施設、外郭施設、旅客施設、荷さばき施設又は保管施設を設置する。
 ウ 必要に応じて、埋立てを行う。
 エ 船舶が当該港湾開発等の目的である水域施設又は係留施設を利用する。
 オ 供用開始後、船舶が当該港湾開発等の目的である旅客施設、荷さばき施設、保管施設又は臨海交通施設がそれぞれの整備の目的に即して利用される。
 3 この表において「主要な水質及び地質」、「重要な種及び群集」とは、「重要な種及び群集」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
 4 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地及び生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生息地をいう。
 5 「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望景観を眺望する場合の眺望される景観をいう。
 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝説的建造物群及び埋蔵文化財)をいう。

別表第 3 1 一般国道等の新設又は改築の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 自動車の走行 季節ごとにそれぞれ 1 週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 自動車の走行 供用開始後定常状態となる時期及び窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
浮遊粒子状物質	自動車の走行	1 調査すべき情報 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 大気の汚染に係る環境基準に規定する浮遊粒子状物質の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 季節ごとにそれぞれ 1 週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 供用開始後定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期
粉じん等	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 粉じん等に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		

騒音	<p>建設機械の稼働</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>自動車の走行</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 建設機械の稼働</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 地表面の状況</p> <p>(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 道路の沿道の状況</p> <p>(3) 自動車の走行</p> <p>ア 騒音の状況</p> <p>イ 道路の沿道の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>(1) 建設機械の稼働</p> <p>騒音の状況については、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>(2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに自動車の走行</p> <p>騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> <p>3 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 自動車の走行</p> <p>供用開始後定常状態となる時期及び騒音に係る環境影響が最大となる時期</p>
振動	<p>建設機械の稼働</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>自動車の走行</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 振動の状況</p> <p>(2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>(1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>振動に係る環境影響が最大となる時期</p> <p>(2) 自動車の走行</p> <p>供用開始後定常状態となる時期及び振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
低周波音	自動車の走行	<p>1 調査すべき情報</p> <p>低周波音の音圧レベル</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>低周波音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>低周波音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、低周波音の伝搬の特性を踏まえて低周波音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>低周波音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p>
水象に係る流量、流速等	道路の存在（地表示又は堀割式若しくはトンネル式）(土	<p>1 調査すべき情報</p> <p>河川、湖沼等の流量、流速等の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る</p>

	地の改変) 道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)	3 調査地域 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を受けると認められる地域 4 調査地点 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 水象の特性を踏まえて調査地域における流量、流速等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 水象の特性を踏まえて予測地域における流量、流速等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水象の特性を踏まえて流量、流速等に係る環境影響を的確に把握できる時期
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去 工事施工ヤードの設置 工事に用道路等の設置	1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 土質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 水の濁りに係る環境影響が最大となる時期
地下水に係る水位、流向等	道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の状況 (2) 地下水の流向の状況 (3) 湧水の位置、湧水量の状況 (4) 地下水(帯水層)の賦存形態の状況 (5) 地質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位、流向等に係る環境影響を受けると認められる地域 4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 地下水の水利に関する解析又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位、流向等に係る環境影響を受けると認められる地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位、流向等に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 地下水の水位、流向等に係る環境影響が定常状態になる時期
重要な地形及び地質	工事施工ヤードの設置 工事に用道路等の設置 道路の存在(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変) 道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)	1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の概況 (2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けると認められる地域 3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
日照障害	道路の存在(嵩上げ式)(土地の改変)	1 調査すべき情報 (1) 土地利用の状況 (2) 地形の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理 3 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けると認められる地域 4 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期	1 予測の基本的な手法 等時間の日影線を描いた日影図の作成 2 予測地域 調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けると認められる地域 3 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて予測地域における日照阻

			害に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設（嵩上げ式）の設置が完了する時期
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	切土工等又は既存の工作物の除去 工事施工ヤードの設置 工事用道路等の設置 道路の存在（地表面式又は掘割式若しくはトンネル式）（土地の改変） 道路の存在（嵩上げ式）（土地の改変）	1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯
重要な種及び群集並びに注目すべき生育地	切土工等又は既存の工作物の除去 工事施工ヤードの設置 工事用道路等の設置 道路の存在（地表面式又は掘割式若しくはトンネル式）（土地の改変） 道路の存在（嵩上げ式）（土地の改変）	1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な植物に係る植物相及び群落の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 植物の生育及び群落の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期
地域を特徴づける生態系	切土工等又は既存の工作物の除去 工事施工ヤードの設置 工事用道路等の設置 道路の存在（地表面式又は掘割式若しくはトンネル式）（土地の改変） 道路の存在（嵩上げ式）（土地の改変）	1 調査すべき情報 (1) 無機環境における非生物的要素（地形・地質、気象、水象等）の状況 (2) 生物環境における生物的要素（植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集）の状況 (3) 人為的環境における人為的要素（土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等）の状況 (4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路 5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な眺望点及び景観に注目すべき眺望景観	道路の存在（地表面式又は掘割式若しくはトンネル式）（土地の改変）	1 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点の状況 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	1 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源についての分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観についての完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法

	道路の存在 (嵩上げ式) (土地の改変)	<ol style="list-style-type: none"> 調査地域 主要な眺望点の状況、景観資源の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	道路の存在 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 予測地域 調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期
	道路の存在 (嵩上げ式) (土地の改変)	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 予測地域 対象事業実施区域 予測対象時期等 工事期間
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去 工事用道路等の設置		<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握 予測地域 対象事業実施区域 予測対象時期等 工事期間
文化財	工事施工ヤードの設置	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 (1) 文化財の種類、指定区分、位置及び分布の状況 (2) 埋蔵文化財包蔵地の内容、位置及び分布並びに埋蔵文化財を包蔵する可能性のある場所の状況 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域 調査地点 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 調査期間等 文化財の特性を踏まえて調査地域における文化財に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 文化財について、その改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析 予測地域 調査地域のうち、文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 予測対象時期等 文化財の特性を踏まえて文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期
	工事用道路等の設置		
	道路の存在 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)(土地の改変)		
	道路の存在 (嵩上げ式) (土地の改変)		

備考

- この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。
- この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

別表第 3 2 森林地域における一般国道等の新設又は改築の事業及び大規模林道事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 3 1 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	自動車の走行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
水象に係る流量、流速等	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	造成等工事による一時的な影響	別表第 3 1 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	造成等工事による一時的な影響	別表第 3 1 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）		
	自動車の走行		
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	造成等工事による一時的な影響	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）		
地域を特徴づける生態系	造成等工事による一時的な影響	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）		
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

主要な人と自然との触れ合いの活動の場	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	造成等工事による一時的な影響	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	事業の立地及び道路の存在（土地の改変）	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考 1 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 2 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 3 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 4 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 5 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 6 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。		

別表第 3 3 ダムの新築の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	ダムの堤体の工事	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法（気象庁が観測した場合に限る。）又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期
	原石の採取の工事		
	施工設備及び工事用道路の設置の工事		
	建設発生土の処理の工事		
	道路の付替の工事		
粉じん等	ダムの堤体の工事 原石の採取の工事 施工設備及び工事用道路の設置の工事 建設発生土の処理の工事 道路の付替の工事	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
騒音	ダムの堤体の工事	1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況 (3) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働が予想される対象事業実施区域及びその周辺の区域における騒音の状況 騒音規制法第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における騒音の状況 騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
	原石の採取の工事		
	施工設備及び工事用道路の設置の工事		
	建設発生土の処理の工事		
	道路の付替の工事		

振動	ダム の 堤 体 の 工 事	<p>1 調査すべき情報 (1) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況 (2) 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行が予想される道路の沿道における振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 (1) 建設機械の稼働事例の引用又は解析 (2) 工事用の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行振動について、振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	原 石 の 採 取 の 工 事		
	施 工 設 備 及 び 工 事 用 道 路 の 設 置 の 工 事		
	建 設 発 生 土 の 処 理 の 工 事		
	道 路 の 付 替 の 工 事		
低 周 波 音	原 石 の 採 取 の 工 事	別表第 3 1 低周波音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	ダ ム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在		
水 象 に 係 る 流 量 、 流 速 等	ダ ム の 堤 体 の 工 事	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	原 石 山 の 跡 地 の 存 在		
	道 路 の 存 在		
	建 設 発 生 土 の 処 理 場 の 跡 地 の 存 在		
	ダ ム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在		
水 の 濁 り	ダ ム の 堤 体 の 工 事	別表第 3 1 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	原 石 の 採 取 の 工 事		
	施 工 設 備 及 び 工 事 用 道 路 の 設 置 の 工 事		
	建 設 発 生 土 の 処 理 の 工 事		
	道 路 の 付 替 の 工 事		
	ダ ム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質質量及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 水温の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測地点 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

		<p>5 調査期間等 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	
水温	ダムの供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 水温及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
富栄養化	ダムの供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 富栄養化に係る事項及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 水温の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（富栄養化に係る事項のうち、水質汚濁に係る環境基準のあるものの状況については、当該環境基準に規定する測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
溶存酸素量	ダムの供用及び貯水池の存在	<p>1 調査すべき情報 (1) 溶存酸素量の状況 (2) 水温の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（溶存酸素量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する溶存酸素量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の溶存酸素量の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域 4 調査地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて調査地域における溶存酸素量に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 溶存酸素の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて溶存酸素量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び溶存酸素量の変化の特性を踏まえて予測地域における溶存酸素量に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
水素イオン濃度	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点</p>

		<p>4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 (1) 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大となる時期 (2) 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
重要な地形及び地質	<p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及び工事用道路の設置の工事</p> <p>建設発生土の処理場の工事</p> <p>道路の付替の工事</p> <p>ダムの堤体の存在</p> <p>原石山の跡地の存在</p> <p>道路の存在</p> <p>建設発生土の処理場の跡地の存在</p> <p>ダムの供用及び貯水池の存在</p>	別表第 3 1 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
		<p>1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種及び群集の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 (2) 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び群集並びに注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期及び時間帯</p>
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	<p>ダムの堤体の工事</p> <p>原石の採取の工事</p> <p>施工設備及</p>	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

び工事用道路の設置の工事	<p>1 調査すべき情報 (1) 種子植物その他主な陸生植物及び水生植物に係る植物相、群落並びにけい蕨類などの群集の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 (3) 注目すべき生育地の分布並びに当該生育地が注目される理由である植物の種の生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 (2) 水生植物以外の植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落並びに注目すべき生育地について、分布又は生育環境変化の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び群落並びに群集の特性を踏まえて重要な種及び群落並びに注目すべき生育地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
建設発生土の処理の工事		
道路の付替の工事		
ダム の 堤 体 の 存 在		
原 石 山 の 跡 地 の 存 在		
道 路 の 存 在		
建設発生土の処理場の跡地の存在	<p>別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
ダム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在		
地域を特徴づける生態系		
ダム の 堤 体 の 工 事		
原 石 の 採 取 の 工 事		
施 工 設 備 及 び 工 事 用 道 路 の 設 置 の 工 事		
建設発生土の処理の工事	<p>1 調査すべき情報 (1) 無機環境における非生物的要素（地形・地質、気象、水象等）の状況 (2) 生物環境における生物的要素（植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集）の状況 (3) 人為的環境における人為的要素（土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等）の状況 (4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 (1) 水生動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生息環境又は生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 (2) 水生動植物以外の動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度（土砂の移動に関する計算又は事例の引用若しくは解析により把握された貯水池内の河床の変化の程度及び事例の引用又は解析により把握された施設の下流の河床の変化の程度を含む。）を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
ダム の 堤 体 の 存 在		
原 石 山 の 跡 地 の 存 在		
道 路 の 存 在		
建設発生土の処理場の跡地の存在		
ダム の 供 用 及 び 貯 水 池 の 存 在		

		非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	ダムの堤体の存在	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	原石山の跡地の存在	
	道路の存在	
	建設発生土の処理場の跡地の存在	
	ダムの供用及び貯水池の存在	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	ダムの堤体の工事	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	原石の採取の工事	
	施工設備及び工事用道路の設置の工事	
	建設発生土の処理の工事	
	道路の付替の工事	
	ダムの堤体の存在	
	原石山の跡地の存在	
	道路の存在	
	建設発生土の処理場の跡地の存在	
	ダムの供用及び貯水池の存在	
建設工事に伴う副産物	ダムの堤体の工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	原石の採取の工事	
	施工設備及び工事用道路の設置の工事	
	建設発生土の処理の工事	
	道路の付替の工事	
文化財	ダムの堤体の存在	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	原山の跡地の存在	
	道路の存在	
	建設発生土	

	の処理場の 跡地の存在 ダムの供用 及び貯水池 の存在	
<p>備考</p> <p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>		

別表第 3 4 堰の新築又は改築の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	堰の工事	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
粉じん等	堰の工事	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
騒音	堰の工事	別表第 3 3 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
振動	堰の工事	別表第 3 3 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
水象に係る流量、流速等	堰の工事	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	堰の供用及び湛水区域の存在		
水の濁り	堰の工事	別表第 3 1 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	護岸の工事		
	掘削の工事		
富栄養化	堰の供用及び湛水区域の存在	別表第 3 3 富栄養化の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
溶存酸素量	堰の供用及び湛水区域の存在	別表第 3 3 溶存酸素量の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水素イオン濃度	堰の供用及び湛水区域の存在	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 水素イオン濃度及びその調査時における流量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（水素イオン濃度の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する水素イオン濃度の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 湛水区域及びその周辺の区域 4 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
水底の泥土	堰の供用及び湛水区域の存在	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 (1) 水底の泥土及びその調査時の流量 (2) 濁度又は浮遊物質量の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水底の泥土の予 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 堆積物の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて予測地域

		<p>測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>4 調査地点 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>における水底の泥土に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
地下水の水位	<p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の状況 (2) 地質の状況 (3) 河川の水位の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 地下水の水位に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
重要な地形及び地質	<p>堰及び護岸の存在</p> <p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	<p>堰の工事</p> <p>護岸の工事</p> <p>掘削の工事</p> <p>堰及び護岸の存在</p> <p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	別表第 3 1 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	<p>堰の工事</p> <p>護岸の工事</p> <p>掘削の工事</p> <p>堰及び護岸の存在</p> <p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	別表第 3 3 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	<p>堰の工事</p> <p>護岸の工事</p> <p>掘削の工事</p> <p>堰及び護岸の存在</p> <p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p> <p>1 調査すべき情報 (1) 無機環境における非生物的要素（地形・地質、気象、水象等）の状況 (2) 生物環境における生物的要素（植物相、植物群落、植生、動物相、動物群集）の状況 (3) 人為的環境における人為的要素（土地利用、土地改変、大気汚染、水質汚濁等）の状況 (4) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期等</p>

		<p>(1) 水生動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域並びに対象事業実施区域の下流の地域で、施設の供用によってその生息環境又は生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(2) 水生動植物以外の動植物については、対象事業実施区域及びその周辺の区域</p> <p>4 調査地点 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>非生物的要素、生物的要素及び人為的要素の特性並びに注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>堰及び護岸の存在</p> <p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>堰の工事</p> <p>護岸の工事</p> <p>掘削の工事</p> <p>堰及び護岸の存在</p> <p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>堰の工事</p> <p>護岸の工事</p> <p>掘削の工事</p>	<p>別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>文化財</p>	<p>堰及び護岸の存在</p> <p>堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。</p>	
<p>備考</p> <p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>			

別表第 3 5 放水路の新築の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	洪水を分流させる施設の工事	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
粉じん等	洪水を分流させる施設の工事	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
騒音	洪水を分流させる施設の工事	別表第 3 3 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
振動	洪水を分流させる施設の工事	別表第 3 3 振動の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
水象に係る流量、流速等	放水路の存在及び供用	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	放水路の存在及び供用	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 濁度又は浮遊物質質量及びその調査時における流量の状況 (2) 気象の状況 (3) 放流先の水域の状況 2 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する浮遊物質質量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> 3 調査地域 <p>流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流の地域で当該地域の水の濁りの予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> 4 調査地点 <p>流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 5 調査期間等 <p>流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 <p>浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> 2 予測地域 <p>調査地域のうち、流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 3 予測地点 <p>流入元の河川及び流出先の水域の特性並びに水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 4 予測対象時期等 <p>洪水時の放水路の供用によって水の濁りに係る環境影響が発生する時期</p>
地下水の塩素イオン濃度	放水路の存在及び供用	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地下水の塩素イオン濃度の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況 (4) 地下水の利用の状況 2 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> 3 調査地域 <p>地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 4 調査地点 <p>地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 1 予測の基本的な手法 <p>塩素イオンの物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> 2 予測地域 <p>調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 3 予測地点 <p>地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

		ン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	握できる地点 4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が定常状態になる時期
地下水の水位	放水路の存在及び供用	1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の状況 (2) 地質の状況 (3) 地下水の利用の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けると認められる地域 4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は事例の引用若しくは解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けると認められる地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 放水路が供用されて地下水の水位に係る環境影響が定常状態になる時期
重要な地形及び地質	放水路の存在及び供用	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水の水位の低下による地盤沈下	放水路の存在及び供用	1 調査すべき情報 (1) 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況 (2) 地下水の水位の状況 (3) 地質の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 3 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けると認められる地域 4 調査地点 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 地質の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期	1 予測の基本的な手法 地下水の水理に関する解析又は地盤の圧密に関する解析若しくは事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けると認められる地域 3 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 施設が供用されて地下水の水位が定常状態になる時期
重要な種及び群落並びに注目すべき生息地	洪水を分流させる施設の工事	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
	放水路の存在及び供用	別表第 3 3 重要な種及び群落並びに注目すべき生息地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	洪水を分流させる施設の工事	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
	放水路の存在及び供用	別表第 3 3 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部ダムの堤体の存在、原石山の跡地の存在、道路の存在、建設発生土の処理場の跡地の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地域を特徴づける生態系	洪水を分流させる施設の工事	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	掘削の工事		
	堤防の工事		
	放水路の存在及び供用	別表第 3 4 地域を特徴づける生態系の部堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	放水路の存在及び供用	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	洪水を分流させる施設の工事	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	掘削の工事	
	堤防の工事	
	放水路の存在及び供用	
建設工事に伴う副産物	洪水を分流させる施設の工事	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
	掘削の工事	
	堤防の工事	
文化財	放水路の存在及び供用	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考		
<p>1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。</p> <p>2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。</p> <p>4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。</p> <p>5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。</p>		

別表第 3 6 鉄道の建設又は改良の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働 <ol style="list-style-type: none"> 騒音の状況 地表面の状況 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 <ol style="list-style-type: none"> 騒音の状況 道路の沿道の状況 車両の走行 <ol style="list-style-type: none"> 騒音の状況 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働 <p>騒音の状況については、騒音規制法第 15 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法</p> 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに車両の走行 <p>騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法</p> 調査地域 <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 調査地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 調査期間等 <p>音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> 予測地域 <p>調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 予測地点 <p>音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 予測対象時期等 <ol style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 <p>騒音に係る環境影響が最大となる時期</p> 車両の走行 <p>施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	車両の走行（地下を走行する場合を除く。）		
振動	建設機械の稼働	<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 地盤の状況 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> 調査地域 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 調査地点 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> 調査期間等 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p> 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <p>事例の引用又は解析</p> 予測地域 <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> 予測地点 <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> 予測対象時期等 <p>振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	車両の走行（地下を走行する場合を除く。）		
		<ol style="list-style-type: none"> 調査すべき情報 <ol style="list-style-type: none"> 振動の状況 地盤の状況 調査の基本的な手法 <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（振動の状況については、振動規制法施行規則別表第 2 備考 4 及び 7 に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> 調査地域 	<ol style="list-style-type: none"> 予測の基本的な手法 <ol style="list-style-type: none"> 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 <p>振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> 車両の走行（地下を走行する場合を除く。）及び車両の走行（地下を走行する場合に

	車両の走行 (地下を走行する場合に限る。)	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	限る。) 事例の引用又は解析 2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 振動に係る環境影響が最大となる時期 (2) 車両の走行 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
水象に係る流量、流速等	鉄道施設 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設 (嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第 3 1 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	鉄道施設 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	鉄道施設 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設 (嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
日照障害	鉄道施設 (嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 日照障害の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	切土工等又は既存の工作物の除去 鉄道施設 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設 (嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な種及び群落並び	切土工等又は既存の工	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

に注目すべき生育地	作物の除去 鉄道施設 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設 (嵩上げ式)の存在(土地の改変)	
地域を特徴づける生態系	切土工等又は既存の工作物の除去 鉄道施設 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設 (嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	鉄道施設 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設 (嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	鉄道施設 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設 (嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	鉄道施設 (地表式又は掘割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 鉄道施設 (嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

備考

- 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。

- 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。
- 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝及び天然記念物）、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。
- 9 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第 3 7 軌道の建設又は改良の事業に係る参考手法（第 7 条関係）

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	別表第 3 3 窒素酸化物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
粉じん等	建設機械の稼働	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	別表第 3 6 騒音の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	車両の走行（地下を走行する場合を除く。）		
振動	建設機械の稼働	別表第 3 6 振動の部建設機械の稼働の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。 別表第 3 6 振動の部資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、車両の走行（地下を走行する場合を除く。）及び車両の走行（地下を走行する場合に限る。）の項参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	車両の走行（地下を走行する場合を除く。）		
	車両の走行（地下を走行する場合に限る。）		
水象に係る流量、流速等	軌道の施設（地表式又は堀割式若しくはトンネル式）の存在（土地の改変）	別表第 3 1 水象に係る流量、流速等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	軌道の施設（嵩上げ式）の存在（土地の改変）		
水の濁り	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第 3 1 水の濁りの部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
地下水に係る水位、流向等	軌道の施設（地表式又は堀割式若しくはトンネル式）の存在（土地の改変）	別表第 3 1 地下水に係る水位、流向等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
重要な地形及び地質	軌道の施設（地表式又は堀割式若	別表第 3 1 重要な地形及び地質の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	

	しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	
日照阻害	軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 日照阻害の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群集並びに注目すべき生息地	切土工等又は既存の作物の除去 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 重要な種及び群集並びに注目すべき生息地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
重要な種及び群落並びに注目すべき生育地	切土工等又は既存の作物の除去 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 重要な種及び群落並びに注目すべき生育地の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
地域を特徴づける生態系	切土工等又は既存の作物の除去 軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 地域を特徴づける生態系の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	軌道の施設(地表式又は堀割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
主要な人と自然との触れ合いの活	軌道の施設(地表式又は堀割式若	別表第 3 1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。

動の場	しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	
建設工事に伴う副産物	切土工等又は既存の工作物の除去	別表第 3 1 建設工事に伴う副産物の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
文化財	軌道の施設(地表式又は掘割式若しくはトンネル式)の存在(土地の改変) 軌道の施設(嵩上げ式)の存在(土地の改変)	別表第 3 1 文化財の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。
備考 1 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 2 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群集」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。 3 この表において「注目すべき生息地」及び「注目すべき生育地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地及び生育地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地及び生育地をいう。 4 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。 5 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。 6 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。 7 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。 8 この表において「文化財」とは、文化財関連法令に定める有形文化財(建造物)、記念物(史跡、名勝及び天然記念物)、伝統的建造物群及び埋蔵文化財をいう。 9 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。		

別表第 3 8 飛行場の設置又は変更の事業に係る参考手法 (第 7 条関係)

参 考 項 目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法
窒素酸化物	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 二酸化窒素に係る環境基準に規定する二酸化窒素の濃度の測定の方法 (2) 気象の状況 気象業務法施行規則第 1 条の 2 の表第 1 号トに規定する風の観測の方法(気象庁が観測した場合に限る。)又は同規則第 1 条の 3 の表第 6 号イに規定する風向の観測の方法及び同号ロに規定する風速の観測の方法 3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 (2) 航空機の運航及び飛行場の施設の供用 季節ごとにそれぞれ 1 週間	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式による理論計算 2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 (1) 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期 (2) 航空機の運航及び飛行場の施設の供用 飛行場の施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	航空機の運航		
	飛行場の施設の供用		
粉じん等	造成等の施工による一時的な影響	別表第 3 1 粉じん等の部参考手法の欄に掲げる手法に同じ。	
	建設機械の稼働		
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
騒音	建設機械の稼働	1 調査すべき情報 (1) 建設機械の稼働 ア 騒音の状況 イ 地表面の状況 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ア 騒音の状況 イ 道路の沿道の状況 2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(次に掲げる情報については、それぞれ次に定める方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析 (1) 建設機械の稼働 騒音の状況については、騒音規制法第 1 5 条第 1 項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法 (2) 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 騒音の状況については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法 3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 5 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算 2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点 4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大となる時期
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		
	航空機の運航		
	騒音		
	航空機の運航	1 調査すべき情報 騒音の状況	1 予測の基本的な手法 (1) 国土交通省所管飛行場